

ご家庭へお持ち帰りください。



- 日本郵政共済組合に変わります……………P1
- 10月1日から新たに変更となります……………P1～P3
- 制度改正により変更となります……………P3
- その他のお知らせ……………P4



平成19年10月1日から、日本郵政公社共済組合が 日本郵政共済組合に変わります！

日本郵政共済組合は、グループ会社（日本郵政株式会社、郵便局株式会社、郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険）及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理機構等で一つの共済組合を組織し、いずれの会社に帰属しても共済組合は変わりません。

※組織の変更に伴い支部が廃止となりますので、これまで全国の支部（福利厚生センター）で行っていた業務は、新たに設置する「共済センター」（現・首都圏福利厚生センター）において全国分を一括して取扱います。

10月1日から新たに変更となります

① 共済組合員証がカード化に！！【担当：被扶養者・任継担当】

日本郵政共済組合発足に伴い共済組合員証等も更新されます。

平成19年10月1日から新共済組合員証等（カード）に変更となり、組合員及び家族（被扶養者）にそれぞれ発行されます。

注1）共済組合員証等のうち次のものはカード化されませんが、更新された証が発行されます。

**特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、
限度額適用・標準負担額減額認定証**

注2）組合員証に表示される氏名 【担当：標準報酬担当】

1 共済組合に登録される氏名フリガナの桁数等には制限があります。

（氏名は、姓と名の間のスペース1個を含め大文字13文字。フリガナは、姓と名の間のスペース1個を含め半角文字25文字まで。制限を超える文字は表示されません。※半角文字数には濁点も1字と数えます。また、スペースは1つしか使用できません。）

例 「山田 ロドリゲンドス」→「山田 ロドリゲンド」と表示される。

2 外字等共済システムにない文字はカナ表示もしくはJIS第1、2水準の文字になります。

注3）共済組合員証（カード）の発行について【担当：被扶養者・任継担当】

新たに被扶養者に認定された方及び新規採用者等の発行業務については全国分を一括して取り扱うため、共済組合員証（カード）は発行されるまでに相当の時間を要しますので、ご了承ください。

日本郵政公社共済組合

ホームページアドレス <http://www.yuseikyosai.or.jp/>

② 組合員直送方式がスタート

民営化に伴い、共済組合への各種届出は、郵便局等所属所を経由することなく、各社組合員本人が共済組合ホームページから様式をダウンロードする等して、直接**共済センター**に届け出ることになります（郵送料金は組合員負担となります。）。各種届出は、各種給付のサービス、共済貸付等について詳しく解説した冊子「ゆうゆうライフMY共済」をよく読んだ上で実施していただくようお願いします。

※「ゆうゆうライフMY共済」は共済組合員証(カード)と共に配布しています。

なお、各種様式については、郵便局所属所を経由して届け出ていたものは**9月末をもって使用不可**となりますので、10月以降届け出分については共済組合ホームページから様式をダウンロードする等により組合員直送方式用を使用してください。

郵送先 〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合共済センター〇〇担当 あて

担当名	担 当 事 務
標準報酬担当	標準報酬、短期・長期・介護掛金・育児休業掛金免除等
被扶養者・任継担当	共済組合員証、被扶養者の認定・取消、任意継続組合員
年金担当	退職・障害・遺族共済年金等の請求等
給付担当	各種給付（結婚、出産、傷病、災害、埋葬等）金の請求等
宿泊・貸付担当	ゆうりぞうと、学生寮、各種共済貸付、みらい
助成（保健）担当	レク助成、被扶養配偶者人間ドック、がん検診、脳ドック
経理係	収入・支出、予算決算
総務係	共済センター内庶務、広報関係（共済組合ホームページの更新等）

③ 共済組合ホームページがリニューアル！【担当：総務係】

10月からの各種請求は共済組合員の皆さまが直接、手続きすることとなります。

各種様式のダウンロードや制度改正のお知らせ等の掲載に加え、レク・保養施設等の利用方法など各種最新情報を随時更新していきます！

ホームページアドレス <http://www.yuseikyosai.or.jp/>

ライフプラン支援サービス登場！【担当：助成(保健)担当】

組合員の皆さまがトータルなライフプランを立て、実行・実現していくためのライフプラン支援サービスです。

《掲載場所》【共済組合HPトップ→ライフプランステーション】<https://lp-service.b2e.ne.jp/fst/main>

《ログインに必要な情報》 ログインID：ykhp パスワード：yk2007

④ 任意継続掛金等の払込用紙が変更！！【担当：被扶養者・任継担当、宿泊・貸付担当】

平成19年10月1日以降、任意継続掛金を払い込む場合の払込取扱票が「赤（通常払込料金加入者負担）」から「青（通常払込料金払込人負担）」に変わります。

今後は払込み手数料が自己負担となりますので、ご了承ください。

なお、平成19年10月以降に払い込む任意継続掛金額は、短期・介護掛金を合算した金額となります。払込書はセンターにて金額を記載したものを送付します。

また、臨時弁済等を行う際の払込取扱票も同様に変更となります。

⑤ 臨時弁済の方法が変更になります。【担当：宿泊・貸付担当】

臨時弁済を行う場合、毎月5日から15日までに共済組合から送付する払込取扱票（青・通常払込料金払込人負担）により払い込んでください。

新共済システムの導入に伴い、10月中、臨時弁済を行うことは出来ません。

11月以降に臨時弁済を行う場合は、あらかじめ前月の1日から20日までに臨時弁済申込書により共済組合あて申し込んでください。（共済組合で臨時弁済申込書を受付・登録後、臨時弁済の金額等を記入した払込取扱票を本人あて送付します。臨時弁済申込書により申込みがない場合、臨時弁済を行うことは出来ません。）

⑥ 送金日が一部変更になります。【担当：給付担当】

毎月2回各種給付金等の送金を行っていますが、新共済システムの導入に伴い、10月については22日(月) 送金の1回のみとなりますのでご注意ください。

⑦ 氏名・住所等変更における共済組合への届出が廃止に【担当：標準報酬担当】

「氏名」「住所」「給付金等の送金口座」の変更及び「性別」「生年月日」の修正は皆さまからご提出いただいた「記載事項変更申告書」や「支払機関等届書（新規・変更）」に基づき更新してきましたが、今後は「総合人事システム」のデータに統一されますので、「記載事項変更申告書」等の提出は不要となります。ただし総合人事システムが適用されない以下の組合員は届出が必要となります。

※総合人事システムの管理対象外の職員

（独立行政法人、労働組合、共済組合の職員及び任意継続組合員など）

制度改正により変更となります

① 平成19年9月から共済長期掛金率が変わります。【担当：標準報酬担当】

	平成19年8月まで	平成19年9月から
長期掛金率	73.835/1000	74.48/1000

② 育児休業手当金の給付率が50%に上がります。【担当：給付担当】

平成19年3月31日以降に職場復帰し、平成22年3月31日までに育児休業を開始した組合員が対象となります。

	休業期間中(変更なし)※1	職場復帰後6か月※2	合 計
【旧】	30%	10%	40%
【新】	30%	20%	50%

※1 育児休業期間でかつ、育児休業に係る子の年齢が1歳に達する日まで支給されます。

※2 上記※1の支給対象期間終了後6か月以上組合員であれば、育児休業中でも支給されます。

③ 育児休業手当金・介護休業手当金の日額を算出する際の基準額が変更になりました。

【担当：給付担当】

育児休業手当金・介護休業手当金請求書の日額を算定する際の基準額が次のとおり変更になりました。

	H18.8.1～H19.7.31	H19.8.1～
雇用保険法第17条 第4項第2号八に定める額	14,200円	14,140円

その他のお知らせ

① ゆうりぞうと鳴子・箱根が廃止になります。【担当：宿泊・貸付担当】

ゆうりぞうと鳴子・箱根は平成20年3月31日(月)で廃止することとなりました。

営業は、平成20年2月28日(木)の宿泊をもって最後となります。

どうぞ1度は足を運んでみてください。

【ご予約は施設へ直接お申し込みください】

ゆうりぞうと鳴子

〒989-6821 宮城県大崎市鳴子温泉字車湯32 TEL 0229-83-2151

ゆうりぞうと箱根

〒250-0631 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1251-16 TEL 0460-84-8065

② 助成申請を伴うレクリエーションを実施する場合のお願い【担当：助成(保健)担当】

実施日の3週間前までに共済組合ホームページを参照のうえ、共済センター助成(保健)担当まで必ずお電話をお願いします(ご連絡がない場合、助成できないことがあります。)

③ 会員制スポーツクラブのご利用について【担当：助成(保健)担当】

コナミスポーツでは「コナミスポーツクラブ健康づくり応援キャンペーン」を実施します！

対象期間：平成19年10月1日～11月最終営業日

キャンペーン期間中、法人契約個人会員(月会費)で登録する組合員は、初期登録料(通常6,300円)が0円で入会できます！

対象施設：全国のコナミスポーツクラブ193施設

入会時の持ちもの：① 共済組合員証 ② 郵便局または銀行の通帳
③ ②の通帳届出印鑑 ④ 月会費1ヶ月分～

※ 都度利用料を支払って、施設を利用することができる法人契約都度利用会員Aもあります。

※ 月会費・都度利用料ともに施設によって料金が異なります。

詳しくは0120-919-573に問い合わせてください。

※ 店舗等の詳細は、コナミスポーツホームページを参照してください。

【アクセス方法】

共済組合ホームページ→関連リンク集→提携施設・コナミスポーツ(<http://www.konamisportsclub.jp>)

④ KKR広報紙は共済組合ホームページに掲載します【担当：総務係】

平成19年10月以降、KKR広報紙は共済組合ホームページに掲載します。今後個別配布は行いませんが、クーポンなどのサービスも引き続き利用できますので、共済組合ホームページにて閲覧の上、ご活用ください。

共済組合への各種届出の際に組合員及び被扶養者(組合員又は被扶養者であった方を含みます。)のみなさまからご提供いただきました個人情報(氏名、住所、口座情報等)につきましては、正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めますとともに、個人情報の漏えい、滅失、き損又は目的外の利用を防止するため適切な安全管理措置を講じます。

主な利用目的は次のとおりです。

- ・組合員証の発行
- ・各種給付金、貸付金及び助成金等の交付
- ・各種共済掛金・みらい保険料及び貸付弁済金等の徴収
- ・年金に係る各種届出 等

上記の目的に必要な範囲で、人事・経理集約センター等の給与担当、医療機関、国家公務員共済組合連合会、業務委託先などに提供することがありますのでご理解願います。

発行所：日本郵政公社共済組合

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1